

新	旧
<p>(登録事項)</p> <p>第十条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 法第二十四条第二項に規定する講習（以下「<u>管理建築士講習</u>」という。）の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</p> <p>(建築士事務所に係る登録事項の変更の届出)</p> <p>第十九条 <u>法第二十三条の五第一項に規定する建築士事務所の開設者（以下「開設者」という。）は、同項又は同条第二項の規定により当該建築士事務所について登録事項の変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>一 開設者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに建築士事務所の登録番号及び登録年月日</p> <p>二 <u>法第二十三条の二各号（同条第二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項のうち、変更があつた事項、当該変更のあつた年月日並びに建築士事務所に属する建築士（以下「所属建築士」という。）に係る事項に変更があつた場合にあつてはその事由</u></p> <p>イ 建築士事務所の電話番号</p> <p>ロ 開設者の住所（法人にあつては、その所在地並びに役員役職、性別及び生年月日）</p> <p>ハ 管理建築士の登録番号、管理建築士講習を修了した年月日及び当該管理建築士講習の修了証の番号並びに当該管理建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号</p> <p>ニ 所属建築士の登録番号、その登録を受けた都道府県名、建築士事務所 に所属し、又は所属しなくなつた年月日、所属建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びに所属建築士、</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第十条 名簿には、次の事項を登録する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</p> <p>(建築士事務所に係る登録事項の変更の届出)</p> <p>第十九条 (新設)</p>

構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の数

2 前項の規定による届出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 第十七条に規定する証印を押印した登録申請書の副本（以下「登録通知書」という。）の写し（過去において変更の届出を行つていない開設者にあつては、直近の変更に係る法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていることを証する書類）
- 二 開設者が法人である場合において、その代表者について変更があつたとき（当該代表者が管理建築士を兼ねているときを除く。）にあつては、その者の略歴を記載した書類
- 三 開設者が法人である場合において、その役員について変更があつたときにあつては、法第二十三条の四第一項第八号及び第二項第三号に関する開設者の誓約書
- 四 管理建築士について変更があつた場合（当該管理建築士の氏名の変更に よる場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類
  - イ 所属建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨を記載した書類
  - ロ 管理建築士の略歴を記載した書類
  - ハ 法第二十三条の四第一項第十号に関する開設者の誓約書
  - ニ 管理建築士講習の修了証の写し

（建築士事務所に係る廃業等の届出）

第二十条 法第二十三条の七の規定により建築士事務所に係る業務の廃止等の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に登録通知書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 届出をしようとする者の氏名及び住所
- 二 業務の廃止等の事由
- 三 業務の廃止等をする建築士事務所の名称、所在地、電話番号、登録年月日及び登録番号

法第二十三条の五第一項に規定する建築士事務所の開設者（以下「開設者」という。）は、同項又は同条第二項の規定により当該建築士事務所について登録事項の変更の届出をしようとするときは、建築士事務所登録事項変更届（別記第十号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 第十七条に規定する証印を押印した登録申請書の副本（以下「登録通知書」という。）の写し（過去において変更の届出を行つていない開設者にあつては、直近の変更に係る法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていることを証する書類）
- 二 開設者が法人である場合において、その代表者について変更があつたとき（当該代表者が管理建築士を兼ねているときを除く。）にあつては、その者の略歴を記載した書類
- 三 開設者が法人である場合において、その役員について変更があつたときにあつては、法第二十三条の四第一項第八号及び第二項第三号に関する開設者の誓約書
- 四 管理建築士について変更があつた場合（当該管理建築士の氏名の変更に よる場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類
  - イ 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨を記載した書類
  - ロ 管理建築士の略歴を記載した書類
  - ハ 法第二十三条の四第一項第十号に関する開設者の誓約書
  - ニ 管理建築士が受講した法第二十四条第二項に規定する講習の修了証の写し

（建築士事務所に係る廃業等の届出）

第二十条 法第二十三条の七の規定により建築士事務所に係る業務の廃止等の届出をしようとする者は、建築士事務所廃業等届（別記第十一号様式）に登録通知書を添えて知事に提出しなければならない。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

- 四 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び所在地並びに役員  
の氏名及び役職）  
五 管理建築士の氏名及び登録番号

（建築士事務所に係る登録の抹消の通知）

第二十一条 法第二十三条の八第二項において準用する法第二十三条の三第二  
項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消の通知は、建築士事務所登録  
抹消通知書（別記第十号様式）により行う。

（電子情報処理組織による変更の届出）

第二十五条 前条の規定により読み替えて適用される第十九条の規定による届  
出については、当該規定にかかわらず、指定事務所登録機関の定めるところ  
により、指定事務所登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）  
と開設者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理  
組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により届出を行う者は、指定事務所登録機関が定めるところに  
より、第十九条第一項各号に掲げる事項を電子計算機に入力して、届け出な  
ければならない。

3 第一項の規定により届出を行う者は、指定事務所登録機関が定めるところ  
により、第十九条第二項各号に掲げる書類に記載すべき事項を前項の電子計  
算機から入力しなければならない。

4 第一項の規定により行われた届出については、第十九条の規定による届出  
が行われたものとみなす。

5 第一項の規定により行われた届出は、同項の指定事務所登録機関の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定事務所  
登録機関に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織による廃業等の届出）

第二十六条 第二十四条の規定により読み替えて適用される第二十条の規定に  
よる届出は、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第  
十九条」とあるのは「第二十条」と、同条第二項中「第十九条第一項各号」  
とあるのは「第二十条各号」と、同条第三項中「第十九条第二項各号に掲げ  
る書類に記載すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければ」とあるの  
は「登録通知書を返還しなければ」と、同条第四項中「第十九条」とあるの

（新設）

（新設）

（建築士事務所に係る登録の抹消の通知）

第二十一条 法第二十三条の八第二項において準用する法第二十三条の三第二  
項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消の通知は、建築士事務所登録  
抹消通知書（別記第十二号様式）により行う。

（新設）

（新設）

は「第二十条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(改正案)

(削る。)

(現行)

第十号様式 (第十九条)

建築士事務所の登録事項について下記のとおり変更を生じたので、建築士法第23条の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所  
開設者  
氏 名

千葉県知事 様  
(指定事務所登録機関)

登 録 事 項		変 更	
建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称		
	所在地	電話 ( ) 番	電話 ( ) 番
開 設 者	個人 ふりがな 氏 名		
	法 ふりがな 名 称		
	役員 の 氏名及び 役名等	別紙1「役員名簿」のとおり	
管理建築士氏名	建築士 ( ) 登録第 号	建築士 ( ) 登録第 号	
管理建築士講習を 修了した年月日			年 月 日
管理建築士講習 修了証番号			
所 属 建 築 士	別紙2「所属建築士変更事項」のとおり		
現登録年月日及び 登 録 番 号	年 月 日 千葉県知事登録第 号	※	審 査
※変更受付年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	査	

注 ※印欄は、記入しないでください。

役 員 名 簿

〔記入上の注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中に $\blacktriangleright$ を付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後		
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦
			男・女	明治・大正 昭和・平成 年 月 旦

(備考)  
別紙 有   
無

所属建築士変更事項

[記入上の注意]

この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に $\blacktriangle$ を付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

○ 新たに所属建築士となつた者

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて は、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属した年月 日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて は、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属を外れた 年月日

(備考)	変 更 前		変 更 後	
	別紙 有 <input type="checkbox"/>	一級建築士	名	一級建築士
無 <input type="checkbox"/>	二級建築士	名	二級建築士	名
	計	名	計	名
	木造建築士	名	木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名	構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名	設備設計一級建築士	名

(改正案)

(削る。)

(現行)

第十一号様式 (第二十条)

建築士事務所廃業等届

建築士事務所の したので、建築士法第23条の7の規定により、登録  
通知書を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者  
氏 名

千葉県知事 様  
(指定事務所登録機関)

廃業等の事由		1 個人から法人へ 3 開設者の死亡 5 管理建築士の退職 7 その他 ( )	2 法人から個人へ 4 法人の合併・解散・破産 6 他都道府県へ移転
建 築 士 所	ふりがな 名 称		
	所 在 地	電話 ( ) 番	
開 設 者	個 人	ふりがな 名 称	住 所
	法 人	ふりがな 名 称	事 務 所 所 在 地
		役 員 の 氏 名 及 び 役	
	管理建築士氏名		建築士 ( ) 登録第 号
登録年月日及び 登録番号		年 月 日 千葉県知事登録第 号	※ 審
※廃業等受付 年月日及び番号		年 月 日第 号	※ 査

注 1 届出者は、下記のとおりです。  
 業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡したときは、その相続人。開設者について破産手続開始の決定があったときは、その破産管財人。法人が合併により解散したときは、その役員。法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

2 ※印欄は、記入しないでください。

(改正案)

**第十号様式** (第二十一条)

建築士事務所登録抹消通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県知事 印  
(指定事務所登録機関)

貴建築士事務所に係る登録は、建築士法第23条の8第1項第 号の規定により登録簿から抹消したため、同条第2項において準用する同法第23条の3第2項の規定により通知します。

1 登録簿から抹消した登録事項

(1) 建築士事務所の名称

(2) 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

2 抹消年月日 年 月 日

(現行)

**第十二号様式** (第二十一条)

建築士事務所登録抹消通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県知事 印  
(指定事務所登録機関)

貴建築士事務所に係る登録は、建築士法第23条の8第1項第 号の規定により登録簿から抹消したため、同条第2項において準用する同法第23条の3第2項の規定により通知します。

1 登録簿から抹消した登録事項

(1) 建築士事務所の名称

(2) 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

2 抹消年月日 年 月 日